

令和8年度

# 陸別町まちづくり補助金

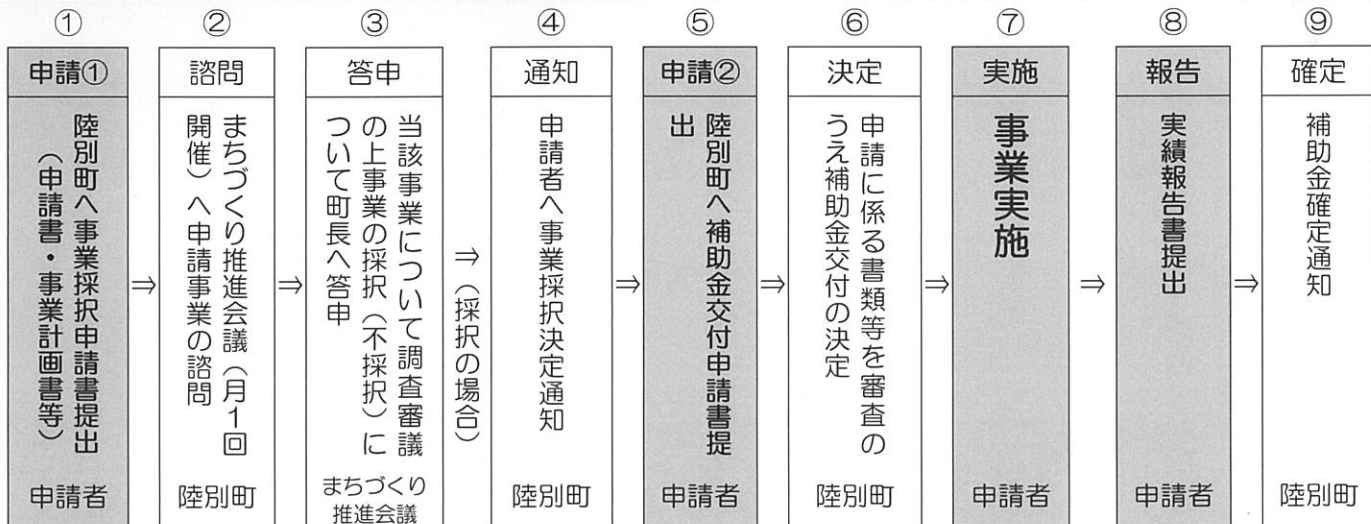
町民のまちづくりへの活動を支援します。

陸別町の活性化につながる町民活動や地域の特性を活かした新産業の創造・起業、新製品の開発・研究などにかかる経費の一部を助成します。

■ 対象者 町内に居住する個人もしくは団体等で、下記の事業を実施しようとする方。

	補助対象事業・経費	補助金の額
町民活動	町民が行う、陸別町の活性化につながる活動に要する経費（町内会やグループなどでの花壇整備・農産物加工研修・ボランティア活動など身近な活動を支援します。） ※賃金・食糧費・備品購入費等は対象外となります。	対象経費の2分の1以内（限度額：10万円）
ソフト事業	特産品の製造・販売を目的とする特産品の開発・試作、商品の需要等にかかる調査研究に要する経費	対象経費の10分の8以内（限度額：50万円）
	町民生活の向上、または町の活性化に寄与することを目的とした活動に要する経費	
ハード事業	特産品の製造に要する経費	対象経費の2分の1以内（限度額：100万円）
	特産品の生産拡大と販売拡大に要する経費	
	町内における新規業種の事業開始経費 （※商品等の仕入れ経費を除く）	対象経費の2分の1以内（限度額：200万円）

申請手続きのながれ 申請窓口：陸別町役場総務課企画財政室



◎申請から補助決定まで時間を要し、町予算にも限りがあるため、お早めにご相談ください。

◎「事業採択申請書」は随時受付けています。（予算の範囲内での実施となります。）

なお、令和8年度の提出期限は令和8年12月25日です。

問合・申込先 陸別町役場総務課企画財政室 (27-2141)